

## 令和7年度 第4回定例農業委員会総会議事録

1. 招集の別 農業委員会等に関する法律27条第1項による

2. 日 時 令和7年7月10日 午後1時30分

3. 場 所 農業研修センター「ろくじ館」

4. 議 題 議案第13号 農地法第3条許可申請書審議について  
議案第14号 農地法第5条許可申請書審議について  
議案第15号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見の聴取について（諮問）

5. その他の事項

6. 出席委員

農業委員

1番 本田 和登	2番 奥村 恭代	3番 本田真由美
4番 上田 一之	5番 坂本 秀孝	6番 井本久美子
7番 外村 和彦	8番 野口 拓哉	9番 永野 健一
10番 井芹 康雄	11番 緒方 知治	12番 田端 孝士
13番 赤星 龍己	14番 岡本 篤幸	

農地利用最適化推進委員

田上 菊夫	井上 聖	田上 安幸	亀澤 英治	井上 誠也
後藤孝一	草場竜一郎	本田 廣正	緒方 満之	上村 敦之

7. 欠席委員

農業委員

なし

農地利用最適化推進委員

なし

8. 議事録署名人

7番 外村 和彦

9. 本会議に職務のため出席したものの職氏名

事務局長 上古閑一徳

事務局職員 美濃田知也、川端 励志、小山 美伸

会 議

1. 開 会

事務局長 こんにちは。それでは、定刻を過ぎましたので、総会を始めたいと思います。

まず総会の成立要件を申し上げます。本日の出席委員は14名でございます。甲佐町農業委員会会議規則第6条の規定を満たしますので、総会は成立することを御報告いたします。

それでは、ただいまから令和7年度第4回定例農業委員会総会を始めさせていただきます。

2. 会長あいさつ

事務局長 岡本会長に御挨拶をお願いします。

会 長 皆様、こんにちは。連日、猛暑が続いておりますが、田植えは既に終わっていると思います。水田の見回り、あるいは畠畔の草刈り等で多忙な毎日を過ごされていると思いますが、何せこの暑さですので、水分補給等を対策を十分行いながら体調管理に十分注意して作業を進めていただきたいと思います。

7月、8月は会議があちこちであります、昨日も私は農協中央会主催の売れる米づくり推進大会がメルパルクで行われて出席したんですが、何人かの方も行かれたと思います。その中で行ってきましたけれども、今一番、日本のといいますか、皆さんの関心がお米に集まっています。折しも参院選のさなかですので、その中でも、農業やお米の価格の問題等が議論になっています。

その中で全農全国本部から報告がありましたけど、現在の需給状況といいますか、今年の7年産米の作付動向は131万7,000ヘクタールで、これは去年より5万8,000ヘクタール増えているという報告がありました。備蓄米の動向は、1万7,000ヘクタールありますので、133万4,000ヘクタールが今年は作付けされています。これからいけば需給動向もかなり緩和されて、来年の端境期でも十分お米が残るという話が合ありましたので、情報として一応おつなぎしておきます。

今日は3条関係、5条関係、それから農地中間管理機構の案件がありますので、暑い中ではありますが、皆様方の真摯な議論をお願いしながら、簡単ではあります

が御挨拶といたします。

以上です。

事務局長 ありがとうございました。

### 3. 議事録署名委員の指名

事務局長 それでは、議事録署名委員の指名をお願いいたします。

会長 それでは、本日は7番委員の外村和彦委員、それから8番委員の野口拓哉委員にお願いをいたします。

### 4. 議題

事務局長 それでは、議事に入りたいと思います。

議事の進行につきましては、会議規則第4条の規定に基づき会長にお願いいたします。

会長 それでは、早速、議案審議に入ります。

議案第16号、農地法第3条許可申請書審議についてを議題とします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局長 それでは1ページをお願いします。議案第16号、農地法第3条許可申請書審議について。農地法第3条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請がありましたので、許可の決定について意見を求めるものです。令和7年7月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

以上になります。

会長 それでは審議に入ります。

2ページをお願いいたします。番号1番について審議したいと思います。

8番委員の野口委員から説明をお願いします。

○8番 8番委員の野口です。では、説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

会長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 それでは説明いたします。3ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

こちらが甲佐町から御船町方面に国道443号線が走っております。左手側に甲佐大橋がかかっています。今回の申請地は、こちらの甲佐大橋から北東へ約660メートルの早川字城ノ下に1筆あります。

場所の説明以上です。

会長 それでは続きまして、8番委員の野口委員から農地の所有権移転（無償）について、農地法上の問題がないか、説明をお願いします。

○8番 8番委員の野口です。

今回の申請は、申請人が相手方に農地の管理について相談をされ、了承を得られたので申請となりました。それでは、申請された内容を農地法に照らし問題がない

か説明します。お手元のラミネートの資料の「権利取得が農家の場合」ですが、今回は非農家の方になります。

①については、取得後において全ての農地を効率的に利用されると思われます。

②については、該当しません。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は150日程度であり、取得後、農地を適正に管理することに何ら問題ないと思われます。

⑤については、該当しません。

⑥については、問題ないと思われます。

会長 現地調査を行っております。5番委員の坂本委員から説明をお願いします。

○5番 5番委員の坂本です。先月6月27日に、岡本会長と6番委員の井本委員、事務局で現地調査を行いました。

申請されている農地は大字早川字城ノ下に1筆あります。申請地にはユズ、柿、梅の栽培計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれがないことを報告いたします。

以上です。

会長 ただいま5番委員の坂本委員から現地調査の報告、また、8番委員の野口委員から農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。何か御意見ございませんか。

なければ採決を行います。

許可することに賛成する方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号1番については原案どおり許可することに決定いたします。

それでは、議案第17号、農地法第5条許可申請書の審議についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局長 それでは、4ページをお願いします。議案第17号、農地法第5条許可申請書の審議について。

農地法第5条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請がありましたので、意見の決定を求めるものでございます。

令和7年7月10日提出、甲佐町農業委員会会長名でございます。

以上になります。

会長 ありがとうございました。それでは、5ページをお願いします。

議案第17号、農地法第5条許可申請書審議調書の1番を審議いたします。

それでは、1番委員の本田委員から説明をお願いします。

○1番 1番委員の本田です。それでは、番号1番について説明いたします。

(申請人の状況・譲受人の状況・申請土地の状況・転用の目的・契約の種類・転用の理由を読み上げ)

会長 それでは続きまして、事務局から申請地の位置の説明をお願いします。

事務局 御説明申し上げたいと思います。地図につきましては、お手元の資料6ページのほうに添付しております。前のほうのスクリーンで御説明申し上げたいと思います。

まず、真ん中を国道443号線がこのように通っておりまして、下のほうに緑川団地でございます。そして、今回の申請地は赤で示している場所で、こちらに葬祭場。今回、黄色く示しておりますのは転用済みの既存の資材置き場、駐車スペースでございます。

本田委員から説明がありましたが、転用の許可なく無断で赤く今回示された部分も資材置き場等に利用されておりましたので、今回改めて始末書と一緒に転用申請書が出されたところでございます。

以上でございます。

会長 それでは続きまして、転用申請に係る可否の判断について、1番委員の本田委員から説明をお願いします。

○1番 委員の本田です。それでは説明します。

今回の申請は申請人が農地を無許可で資材置き場として利用していたため、改めて正式に許可を得るために転用申請をするものです。転用申請に係る可否の判断につきまして、申請された内容を農地法に照らし問題がないかどうかを説明します。

それでは、お手元のラミネート資料の「転用申請に係る可否の判断」を御覧ください。

①については、今回の申請地は農振農用地ではありません。

農地の状況については、周囲を宅地と雑種地で囲まれ、農地の広がりも10ヘクタール以下であるため第2種農地に該当するものと思われます。第2種農地の転用は、申請に係る農地に代えて周辺のほかの土地も供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると思われる場合は原則として許可することはできないとされていますが、既に既存施設と一体で利用されているため、転用は可能だと思います。

③については、既に長年利用されているため、事業の実現性については問題ありません。

④については、周囲を宅地と雑種地に囲まれているため、周囲の営農に支障を及ぼすおそれはないと思われます。

⑤については、問題ないと思われます。

⑥については、今回の申請は仮設工作物でないので該当しません。

以上で説明を終わります。

会長 現地調査を行っております。6番委員の井本委員から説明をお願いします。

○6番 6番委員の井本です。先月の6月27日に、岡本会長、坂本委員、事務局で現地調査を行いました。申請地は、大字下横田字中川原にある周囲を宅地と雑種地に囲まれた農地1筆で、第2種農地に該当すると思います。既に既存施設と一体的に利用されているため、転用は可能だと思います。

会長 ありがとうございました。ただいま井本委員から現地調査の報告、また、1番委員の本田委員から転用申請に係る可否の判断である農地法第4条第6項第1号のイ及びロのいずれにも該当せず、第2種農地に該当し、例外規定の既存施設の拡張に該当するため転用は可能と判断するとの説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。何か御意見ございませんか。

質問はないようでございます。

それでは、採決を行います。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。

それでは、番号1番につきましては、当農業委員会としましては許可相当の意見をつけて県のほうへ送付してまいります。

続きまして、番号2番に入りますが、ここで事務局から説明がありますので、発言を求めます。

事務局 番号2番について対価が年10万8円と示されていますが、これについては単純に今回転用申請している農地の部分だけに対する年間の賃借料ではございませんで、今、前のほうのスクリーンで御説明申し上げておりますが、この黄色で囲んだ枠が宅地の地目でございます。ことと一体として合わせたところの1,118.76平米の賃借料でございます。

宅地面積につきましては2筆合わせて726.76平米、総面積が1,118.76平米ということで、この総面積に対する年間の賃借料ということですので、改めてご説明申し上げている次第です。

もう一つなんですが、次の4番目の転用申請の案件についてです。これについては、前のほうのスクリーンで申し上げますと、赤で示しているところが農地の部分として転用申請が上がっておりますが、黄色く囲んでおります隣が宅地でございます。この面積が699.14平米で、これと今回申請になった隣の赤く示した申請地を含めた買収価格で対価が記載してございます。

農地部分だけを案分した単価表示を代理人の方にお伺いしましたら、割り出すこ

とが難しい、どうしてもできないということで、10アール当たりの単価がこのような金額になっていることを前もって皆様方に御了解いただければと思いまして御説明申し上げました。

以上でございます。

会長 ただいま事務局から対価について若干補足説明がありました。

続きまして、審議調書の番号2番を審議したいと思います。

それでは、10番委員の井芹委員から説明をお願いします。

○10番 10番委員の井芹です。それでは、番号2番について説明いたします。

(申請人の状況・譲受人の状況・申請土地の状況・転用の目的・契約の種類・転用の理由を読み上げ)

会長 それでは続きまして、事務局から申請地の位置の説明をお願いします。

事務局 説明したいと思います。お手元の資料の7ページに地図を添付しておりますが、前のほうで御説明申し上げたいと思います。

右上のほうに乙女小学校があります。その前を県道今吉野甲佐線がこのように通っておりまして、フルーツロードがこう通っております。中山の集落がここで、集落のはずれのところの、先ほど御説明申し上げました宅地と宅地に挟まれたこの赤く記したところが、今回転用申請が上がってきた農地です。

場所については以上です。

会長 それでは続きまして、転用申請に当たる可否の判断について、10番委員の井芹委員から説明をお願いします。

○10番 10番委員の井芹です。それでは、説明します。

今回の申請は、太陽光発電設備設置に伴い隣接した土地と一体的に利用するために転用申請をするものです。

転用申請に係る可否の判断として、申請された内容を農地法に照らし問題がないかどうか説明します。

それでは、お手元のラミネートの資料の「転用申請に係る可否の判断」を御覧ください。

①については、今回の申請地は農振農用地ではありません。農地の状況としては、周囲を宅地と接しており、農地の広がりも10ヘクタール以下であるため、第2種農地に該当すると思います。

②については、第2種農地の転用は、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合には原則として許可することができないとされておりますが、隣接宅地と一体的に設置するためにはほかに適地はないため、転用は可能だと思います。

③については、残高証明書を添付されているため、事業の実現性については問題

ないと思います。

④については、周囲を宅地と接しているため、周囲の営農に支障を及ぼすおそれはないと思われます。

⑤については問題ないと思われます。

⑥については、今回の申請は仮設工作物ではないので該当しません。

以上で説明を終わります。

会長 現地調査を行っております。5番委員の坂本委員から説明をお願いします。

○5番 5番委員の坂本です。

先月6月27日に、岡本会長、井本委員、事務局で現地調査を行いました。

申請地は、大字中山字下前田にある周囲の住宅と接した農地1筆で、第2種農地に該当すると思います。設備を隣接宅地と一体的に設置するためにはほかに適地はないと思われるため、転用は可能だと思います。

以上です。

会長 ただいま坂本委員から現地調査の報告、また、10番委員の井芹委員から転用申請に係る可否の判断である農地法第4条第6項第1号のイ及びロのいずれにも該当せず、第2種農地に該当し、例外規定の集落接続に該当するため、転用は可能と判断するとの説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。何か御意見ございませんか。

意見がないようでございます。

採決を行います。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは、番号2番につきましては、当農業委員会としては許可相当の意見をつけて県のほうへ送付してまいります。

続きまして、審議調書の番号3番を審議したいと思います。

それでは、6番委員の井本委員から説明をお願いします。

○6番 6番委員の井本です。それでは、番号3番について説明いたします。

(申請人の状況・譲受人の状況・申請土地の状況・転用の目的・契約の種類・転用の理由を読み上げ)

会長 続きまして、事務局から申請地の位置の説明をお願いします。

事務局 位置図につきましては、お手元の資料の8ページに添付しております。前のスクリーンで御説明させていただきたいと思います。

まず、こちらの真ん中右寄りが府領の集落、それと、高速道路の九州自動車道がこのように通っておりまして、緑川パーキングエリアの下り線です。それと北原地区。それと、今回の申請地はこの赤く示している場所でございますが、申請人の利

用されている現在の資材置場が黄色く囲んでいるところです。こちらに隣接している申請地を事業拡大で手狭になったため広げたいということで、今回、転用申請が上がってきてているところです。

場所については以上でございます。

会長 それでは続きまして、転用申請に係る可否の判断について、6番委員の井本委員から説明をお願いします。

○6番 6番委員の井本です。それでは説明します。

今回の申請は、事業拡大に伴い既存の施設が手狭になったため、新たに資材置場として利用するために転用申請をするものです。転用申請に係る可否の判断として、申請された内容を農地法に照らし問題がないかどうか説明します。

それでは、お手元のラミネートの資料の「転用申請に係る可否の判断」を御覧ください。

①については、今回の申請地は農振農用地ではありません。農地の状況としては、周囲を宅地と雑種地に囲まれ、農地の広がりも10ヘクタール以下であるため、第2種農地に該当すると思います。

②については、第2種農地の転用は申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合には原則として許可をすることはできないとされておりますが、既存施設に隣接しておりほかに適地はないため、転用は可能だと思います。

③については、残高証明書も添付されているため、事業の実現性については問題ないと思います。

④については、周囲を宅地と雑種地に囲われているため、周囲の営農に支障を及ぼすおそれはないと思われます。

⑤については、問題ないと思われます。

⑥については、今回の申請は仮設工作物ではないので該当しません。

以上、説明を終わります。

会長 現地調査を行っております。5番委員の坂本委員から説明をお願いします。

○5番 5番委員の坂本です。

先月6月27日に、岡本会長、井本委員、事務局で現地調査を行いました。

申請地は、大字府領字下原にある周囲を宅地と雑種地に囲まれた農地1筆で、第2種農地に該当すると思われます。既存施設と隣接しており、ほかに適地はないと思われるため、転用は可能だと思います。

以上です。

会長 ただいま坂本委員から現地調査の報告、また6番委員の井本委員から、転用申請に係る可否の判断である農地法第4条第6項第1号のイ及びロのいずれにも該当

せず、第2種農地に該当し、例外規定の集落接続に該当するため、転用は可能と判断するとの説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。質問ございませんか。

それでは、採決を行います。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは、番号3番につきましては、当農業委員会としましては許可相当の意見をつけて県のほうへ送付してまいります。

続きまして審議調書の番号4番を審議したいと思います。

それでは、12番委員の田端委員から説明をお願いします。

○12番 12番委員の田端です。それでは、番号4番について説明いたします。

(申請人の状況・譲受人の状況・申請土地の状況・転用の目的・契約の種類・転用の理由を読み上げ)

会長 それでは続きまして、事務局から申請地の位置の説明をお願いします。

事務局 お手元の資料9ページに地図を添付しておりますけれども、前のほうのスクリーンで説明したいと思います。

真ん中の下から上に県道の嘉島甲佐線がこのように御船のほうに走っております。こちらにダイハツさん、そして、芝原の集落ございまして、集落の端部に位置するところ、赤く示しているところが今回の申請地です。

冒頭申し上げましたが、右の黄色で囲ったところの地目が宅地なのですが、こちらと一体的に共同住宅、いわゆるアパートなんですけれども、これを建設したいということで、この農地の部分について転用申請が上がっています。

場所については以上です。

会長 それはでは続きまして、転用申請に係る可否の判断について12番委員の田端委員から説明をお願いします。

○12番 12番委員の田端です。それでは説明します。

今回の申請は、隣接宅地と一体的に共同住宅を建設するために転用申請をするものです。転用申請に係る可否の判断として、申請された内容を農地法に照らし問題がないかどうか説明します。

それでは、お手元のラミネートの資料の「転用申請に係る可否の判断」を御覧ください。

①については、今回の申請地は農振農用地ではありません。農地の状況としては、集落に接しているものの、農地の広がりが10ヘクタール以上であるため、第1種農地に該当すると思います。

②については、第1種農地の転用は原則として許可をすることができないとされておりますが、既存宅地と一体的に共同住宅を建設するにはほかに適地がないため、

転用は可能だと思います。

③については、残高証明書も添付されているため、事業の実現性については問題ないと思います。

④については、整地程度の造成で細心の注意を払うとされているため、周囲の営農に支障を及ぼすおそれはないと思われます。

⑤については問題ないと思います。

⑥については、今回の申請は仮設工作物ではないので該当しません。

以上で説明を終わります。

会長 現地調査を行っております。6番委員の井本委員から説明をお願いします。

○6番 6番委員の井本です。

先月の6月27日に岡本会長、坂本委員、事務局で現地調査を行いました。

申請地は、大字芝原字辻にある集落に接した農地1筆で、第1種農地に該当すると思います。既存の宅地と一体的に共同住宅を建設する計画であり、ほかに適地はないため、転用は可能だと思います。

会長 ただいま井本委員から現地調査の報告、また12番委員の田端委員から転用申請に係る可否の判断である農地法第4条第6項第1号のロに該当し、第1種農地に該当するものの、例外規定の集落接続に該当するため転用は可能と判断するとの説明があつたところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。質問はございませんか。

質問はないようでございます。

それでは、採決を行います。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは、番号4番については、当農業委員会としましては許可相当の意見をつけて県のほうへ送付してまいります。

○7番 すいません、ちょっとよかですか。終わった事案ですけど、1番のワタナベ機械の最初のところですね。これはおやじさんの代からしてあったと思うとですよ。多分、30年……。40年までならんばってんが。だけん、遊休農地で上がつとらんだったんだろうか。農地になつたならたい、役場のほうも調査ば毎年しょとだけんが、それで上がつとらんだったんだろうか。抜けとつたつかな。

会長 今の外村委員の意見に対して何か回答はありますか。ワタナベの。

事務局 把握を今までにはしていません。

○7番 だけん、多分、抜けとつたって思うとたいな。でも、自分達があんな熱い目にあってしょとにぎゃん抜けとんならどうかと思ううちから。すいません、要らんことでした。

事務局 おっしゃるとおり事務所移転が約30年前と現社長から聞いています。そのときか

らこういう状況で、前社長がやっておられたということで、遊休農地の利用状況調査から漏れていたんだろうと思いますが、その原因までは、ちょっと申し訳ございませんが、把握できておりません。

会長 まあ、それは始末書をきちんと取ってもらって。

○7番 だけん、向こうは始末書を取ったばってん、これはおやじさんがしとらすとだな、最初のときだけん。だけん、本人も知らんとだん、今の社長も。だけん、役場のほうもそいば把握しとらんというか、そげんして遊休農地になつとつとだけん、そぎやんとの調査は毎年しよるけん、そこで上がつとらんだったつかなと思うから。

○12番 ちなみに、これは毎年お金というの払われてあったんですか。

事務局 はい。

○12番 30年ですか。

事務局 恐らく30年払われています。

会長 それでは、外村委員の件は以上にしたいと思います。

5番、6番は先ほど言いましたように取り下げられていますので、5条関係はこれで終わりですね。

それで、あと中間管理機構がありますので、時間は若干早いですが、ここで15分ほど休憩します。

休憩 午後2時15分

再開 午後2時30分

会長 それでは、再開いたします。

議案第18号、農地中間管理事業の推進に関する法律、平成25年法律第101号、第19条第3項の規定による意見の聴取についてを議題とします。

事務局長から説明をお願します。

事務局長 それでは、11ページをお願いします。

議案第18号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見の聴取について別紙のとおり諮問がありましたので、意見の決定を求めるものです。令和7年1月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

次の10ページをお願いします。

甲農第573号、令和7年6月26日提出、甲佐町農業委員会会長、岡本篤幸様。甲佐町長、甲斐高士。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による聴取について(諮問)。

農用地利用集積等促進計画について御説明いたします。

農用地利用集積等促進計画につきましては、農地中間管理事業に関する法律第19条第3項の規定により農業委員会に意見を聞くこととなっておりますので、諮問い

いたします。今回の計画につきましては、令和7年9月1日貸付け開始分の申請です。

本日の総会で御審議いただきますのは、農用地利用集積等促進計画につきましては、田が23筆の3万3,852平米、畑が7筆の6,858平米となります。

委員の皆様に審議していただくのは新規の案件となります。詳細は事務局から説明いたします。

会長 それでは、13ページをお願いいたします。議案第18号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による聴取について審議をいたします。

番号1番と番号2番は相手方が同一なので一緒に審議したいと思います。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 会長、ありがとうございます。議題2に入ります前に、まず、こちらの議案書の13ページと14ページにつきまして、一部、補足説明をさせていただきたいと思います。

議案書の13ページ、促進計画のところで契約区分というところがあると思います。この契約区分について先ほど農業委員の方から、全部貸し借りをされていた農地だと思われるのにどうしてここは新規になっているのかという御質問をいただきましたので、この部分をなぜ新規と表記しているのかについて御説明いたします。

これまで、農業経営基盤強化促進法や農地法第3条の使用貸借で契約を交わされていた方につきましても、契約期間を満了されて一旦契約が終了された方が、今回中間管理機構を通した貸し借りをされる場合については、全てここを「新規」と表記しております。よろしいでしょうか。

以上で説明を終わります。よろしいですか。

それでは、早速、番号1番、2番について御説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。15ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

申請地は赤色の部分です。こちらに甲佐大橋がかかっておりまして、甲佐町から御船町方面に国道443号線が走っております。

今回、1番の申請地は甲佐大橋から東へ約425メートルのところに2筆、糸田字中川原の申請地はこちらです。早川字下小塚の申請地がこちらになります。そこから北へ約960メートルのところに申請番号1番の3筆目、早川向鶴に1筆、1筆間に別の方の農地がありまして、その隣に申請番号2番の申請地がもう1筆ございます。

次に、相手方の状況について説明いたします。番号1番、2番の相手方は認定農業者で、主に米、麦、大豆の作付をされています。今回の申請地にも米、麦、大豆の作付を計画されておりまして、集積後は効率よく利用できると思われます。

以上です。

会長 ただいま事務局から説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。質問ございませんか。

質問はないようでございます。

それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号1番及び番号2番については、原案のとおり決定をいたします。

続きまして、番号3番について審議したいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事務局 説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。16ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

申請地は赤色の部分です。こちらに県道嘉島甲佐線が甲佐町から熊本市方面に走っておりまして、こちらにネットトヨタさん、木村のあられさんがございます。今回の申請地は、こちらのネットトヨタさんから南へ約180メートルの元白旗第一に1筆ございます。

次に、相手方の状況について説明いたします。番号3番の相手方は認定農業者で、主に米、WCSの作付をされています。今回の申請地にも米、WCSの作付を計画されておりまして、集積後は効率よく利用できると思われます。

説明は以上です。

会長 ただいま事務局から説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

質問はないようでございます。

それでは、採決いたします。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号3番につきましては、原案どおり決定をいたします。

それでは、続きまして、番号4番、5番、6番は相手方が同一なので一緒に審議したいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事務局 番号4番を説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み

上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。17ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

こちらに県道御船甲佐線が走っておりまして、こちらに宇城鉄筋がございます。

申請地は今回も赤色の部分です。番号4番の申請地につきましては、宇城鉄筋さんから西へ約590メートルのところに1筆、その隣に番号6番の申請地、平石の1筆がございます。そこから北へ約260メートルのところに6番の申請地が2筆と5番の申請地が1筆隣接してございます。

次に、相手方の状況について説明いたします。番号4番、5番、6番の相手方は御船町の認定農業者で、米、麦、野菜を作付されています。今回の申請地にもキャベツなどの野菜の作付を計画されておりまして、集積後は効率よく利用できると思われます。

説明は以上です。

会長 ただいま事務局から説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。何か御質問ございませんか。

質問はないようでございます。

それでは採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号4番、5番、6番については原案のとおり決定いたします。

続きまして、番号7番について審議したいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事務局 説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。18ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

こちらに甲佐町から熊本市方面に県道嘉島甲佐線が走っておりまして、こちらにネツツトヨタ熊本株式会社さんがあります。今回の申請地も赤色の部分でございまして、ネツツトヨタさんから北へ約460メートルの県道沿いに1筆、このようにございます。

次に、相手方の状況について説明いたします。番号7番の相手方は認定農業者で、主に米、麦の作付をされています。今回の申請地にも米、麦の作付を計画されてお

りまして、集積後は効率よく利用できると思われます。

説明は以上です。

会長 ただいま事務局から説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

質問はないようでございます。

それでは、採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号7番については原案どおり決定いたします。

続きまして、番号8番について審議したいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事務局 説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。19ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

申請地は赤色の部分です。こちらに甲佐大橋がかかっておりまして、県道今吉野甲佐線がこのように走っております。

番号8番の申請地は、こちらが甲佐大橋の下、約70メートルに1筆、甲佐大橋から南西約880メートルの麻生原坂ノ上に1筆、そこから東へ約190メートルの船津字小中尾に1筆、3筆がこのように点在しております。

次に、相手方の状況について説明いたします。番号8番の相手方は認定農業者で、主に米、飼料用作物の作付をされています。今回の申請地にも米、飼料用作物の作付を計画されておりまして、集積後は効率よく利用できると思われます。

説明は以上です。

会長 ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

質問はないようでございます。

それでは、採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます、番号8番については原案のとおり決定をいたします。

続きまして、番号9番、番号10番は相手方が同一なので一緒に審議したいと思います。

事務局から説明をお願いします。

- 事務局 説明します。  
(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)
- 続きまして、申請地の位置の説明をいたします。20ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。
- 申請地は赤色の部分です。こちらに安津橋、星の川団地がございまして、番号9番の申請地は安津橋から北西約880メートルのところに1筆、安津橋から北東へ約620メートルのところに1筆、こちらは番号10番の申請地がございます。
- 7番 番号ん違うぞ。9番と10番な逆じやなか。ああ、そうか、10番か。すいません、要らんこつでした。
- 事務局 しっかり見ていただきありがとうございます。
- 次に、相手方の状況について説明いたします。番号9番、番号10番の相手方は認定農業者で、主に米、WCS、野菜の作付をされています。今回の申請地にも、米、WCS、野菜を作付を計画されておりまして、集積後は効率よく利用できると思われます。
- 説明は以上です。
- 会長 ただいま事務局から説明がありました。
- これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。
- 7番 この上は消してあるけん、無償でしなさっとですか。
- 事務局 事務局から回答いたします。
- 番号9番の申請につきましては使用貸借権ですので、無償で貸し借りをされりということになっております。ですので斜線を引いてあります。
- 以上です。
- 会長 ほかに何かございませんか。
- ほかにないようでございます。
- それでは、採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
- (賛成者挙手)
- 全員賛成と認めます。番号9番については原案のとおり決定いたします。
- 田端さん。
- 12番 今の13ページの真ん中の3番、4番、5番、6番が1筆、1筆、1筆、3筆で、下の合計が5筆ってなっとつですけど、これは6になるんですかね。どういう計算をするんですか。ちょっと細かいことですけど。
- 7番 3番からだろう。
- 12番 3、4、5、6。

- 7番 3が違うでしょう。3番な線の消えとるばってん、多分、タカサキさんのほうに3番は貸してあって、下は……。
- 12番 いや、合計がどこの合計なのかが分からなくて。
- 事務局長 4、5、6。
- 12番地 4、5、6だけ。
- 7番 線が消えてる。
- 12番 いや、ここに線を引っ張ってもここに……。別にいいけど。
- 事務局長 ああ、だけん、それで5筆になつとな。4番が1筆、5番が1筆で、6番が3筆だけん。
- 12番 それで5よね。で、上は合計という表現はしないということですね。
- 会長 しません。よろしいですね。はい、それで解決しました。
- それでは、14ページをお願いします。
- 番号11番から番号14番までは相手方が同一なので、一緒に審議したいと思います。
- 事務局から説明をお願いします。
- 事務局 説明します。
- (申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)
- 続きまして、申請地の位置の説明をいたします。21ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。
- 申請地は赤色の部分です。こちらに田口橋がございまして、こちらは森川健康堂さんです。番号11番の申請地はこちらの黄色で囲ってあるところです。田口橋から約1.1キロメートル圏内に7筆ございます。番号12番の申請地につきましては、田口橋から南西へ約700メートルのところに1筆、田口橋から西へ約1.4キロメートルのところにもう1筆ございます。
- 13番の申請地につきましては、12番の申請地から南東へ約180メートルのところに2筆隣接しております。
- 14番の申請地につきましては、12番のこちらの申請地と13番の申請地の中間地点にちょうど1筆ございます。
- 次に、相手方の状況について説明いたします。番号11番から番号14番の相手方は認定農業者で、主に米、麦、大豆の作付をされています。今回の申請地には米、麦、大豆の作付を計画されておりまして、集積後は効率よく利用できると思われます。
- 説明は以上です。
- 会長 ただいま11番から14番までの説明がありました。
- これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。質問ございませんか。質問はないようでございます。

それでは採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号11番から番号14番については原案のとおり決定いたします。

続きまして、番号15番について審議したいと思います。

この案件の相手方、譲受人は農地利用最適化推進委員の後藤委員です。農業委員会に関する法律第31条、甲佐町農業委員会会議規則第11条に参与の制限があり、この規定に該当しますので、15番の審議が終わるまで後藤推進委員は退席をお願いします。

(後藤推進委員退室)

会長 それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。22ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

申請地は赤色の部分です。こちらに甲佐中学校がございまして、こちらが国道443号線で、甲佐町から熊本市方面へ走っています。今回の申請地は、番号15番の申請地は、甲佐中学校から北西へ約475メートルのところに1筆、甲佐中学校から西へ495メートルをところに1筆、このように点在しています。

次に、相手方の状況について説明いたします。番号15番の相手方は認定農業者で、主に米、大豆の作付をされています。今回の申請地にも米、大豆の作付を計画されておりまして、集積後は効率よく利用できると思われます。

説明は以上です。

会長 ただいま事務局から説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

外村委員、どうぞ。

○7番 この耕作賃借権設定の相手方は譲受人になるんですかね。譲受人と言うと変わるような気がして何か……。

会長 相手方という理解をしていただければいいんじゃないでしょうか、必ずしもそのように限定しなくとも。

○7番 表記としては、いつも買われるのかなと思って見てみると耕作賃借権設定としてあるから。

会長 従来からそう表記しています。

○7番 前からそういう表記だから、そろそろ変わってもいいんじゃないだろうかと。すいません、要らんことです。

会長 ほかにありませんか。

ほかにないようです。

それでは、採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号15番については原案のとおり決定をいたします。

後藤推進委員の入室を認めます。

(後藤推進委員入室)

会長 それでは、本日予定しておりました議題は全て終了しましたので、事務局へお返しいたします。

事務局 それでは、これをもちまして第4回定例農業委員会総会を閉会いたします。お世話になりました。

本議事録が真正であることを署名する。

署名委員 議長

7番

8番